令和元年７月１９日

保護者各位

福島県立福島東高等学校

夏季休業中の生活心得

７月２０日(土)から８月２２日(木)まで、夏季休業になります。夏季休業は、家庭や地域を中心とした生活の中で、自主的・自律的に生きる力を身につけるためによい機会です。一方、規律ある学校生活から長期間離れることにより、様々な問題行動や事故が生じやすくなる期間でもあります。

夏季休業が有意義で充実したものになるよう、学校でも指導をいたしますが、保護者の方に各家庭において十分注意をしていただきたいことを下記に記載します。お子様への日常的な目配りとご指導をお願いいたします。

１　生活について

（１）長期休業期間中ではありますが、食事や起床・就寝等の基本的な生活習慣を乱すことがないようにさせてください。特に、スマホ依存、ネット依存には十分すぎるほど気をつけてください。

（２）社会教育活動、ボランティア活動など、地域社会の諸活動に積極的に参加させ、社会の一員としての責任感や連帯感を身につける良い機会にさせてください。またその責任感には、公共の場でのマナー遵守も含まれます。社会人の先輩として、服装・言動などの一般社会の基準についても、話してあげてください。

２ 交通安全について

（１）『４プラス１ない運動』の趣旨を十分に理解させてください。特に夏季休業中には、同乗事故が増加する傾向があります。保護者以外の運転する車には安易に同乗しないようご指導ください。

（２）高校生の運転する自転車が関係する交通事故(被害・加害)が多発しています。あらためて、時間に余裕を持った行動を心がけることと、法律を守ることをご指導ください。なお、平成２１年７月１日の道路交通法改正により、自転車の運転ルールがより厳しくなりました。以下はその一部です。

１ 運転中の携帯電話の使用禁止（通話、メール等全て）
２ ヘッドホンで音楽を聴きながらの運転禁止
３ 傘差し運転禁止（全ての道路において）
４ 道路右側路側帯通行の禁止（平成２５年１２月１日施行）

（３）万が一、交通事故に関係してしまったときには、必ず警察および保護者、そして学校に連絡するようご指導ください。高校生がその場で「大丈夫ですか？」「大丈夫です」で済ませてしまい、後からトラブルになるケースがかなりの数この地区でも報告されています。相手と接触したら「事故」扱いです。被害・加害どちらの場合も必ず警察に連絡し、正規の手続きをとるよう、日頃からご指導ください。

３　子供たちの安全のために

（１）携帯電話・スマートフォンを利用したSNS等に起因する犯罪、覚醒剤や薬物等の違法な購入・販売、Webサイトを利用した脅迫、名誉毀損等の行為、誹謗・中傷の書き込み事件等が発生しています。お子様のスマートフォンの「契約者」としての法的監督責任が問われる事案が多発していますので、ネットワークの正しい使い方について、ぜひ話し合う時間を持ってください。

（２）変質者の出没や、特に女子生徒の「わいせつ被害」が、急激に増加しています。腕をつかまれる、押し倒されるなど、凶悪化の傾向も見られることから、お子さんの服装、利用する道路、時間帯について確認の上、改善すべき点があれば改善してください。

学校の電話番号　　℡　０２４－５３１－１５５１（代表）